

平成26年6月27日

於 教育委員会室

平成26年6月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成26年6月大和市教育委員会定例会

○平成26年6月27日（金曜日）

○出席委員（5名）

1番	委員長職務代理者	鈴木勝雄
2番	委員	石川創一
3番	教育長	滝澤正
4番	委員	篠田優里
5番	委員	青蔭文雄

○事務局出席者

教育部長	朽名勇	こども部長	小山郁夫
文化スポーツ部長	金子正美	教育総務課長	齋藤園子
学校教育課長	犬塚克徳	保健給食課長	齋藤喜久夫
指導室長	久津間仁	教育研究所長	深谷美紀
青少年相談室長	沼尻港	こども・青少年課長	村澤正弘
文化振興課長	秋山伸一	生涯学習センター館長	山崎浩

○書記

教育総務課 政策調整 担当係長	飛田幸人	教育総務課 政策調整 担当主査	瀬古直之
-----------------------	------	-----------------------	------

○日程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事  
日程第 1（議案第28号） 大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について  
日程第 2（議案第29号） 大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について  
日程第 3（議案第30号） 平成26年度大和市奨学生の選考について（諮問）  
日程第 4（議案第31号） 平成27年度使用中学校教科書用図書採択について
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

開会 午前10時00分

- 青 蔭  
委員長  
ただいまから、教育委員会6月定例会を開会いたします。  
会議時間は正午までとします。  
前会の会議録は署名委員の署名をもって承認されました。  
今会の署名委員は、3番滝澤委員、4番篠田委員、それぞれよろしく  
お願いします。  
続きまして、教育長の報告を求めます。
- 滝 澤  
教育長  
前月定例会以降の動きとして、1番から10番までございます。  
1番、全国都市教育長会の鹿児島大会が5月22日から23日に鹿児島  
県鹿児島市で行われました。その中で、内閣府の審議官から地方教育  
行政法の改正について説明があり、教育の政治的中立性の確保、総合教  
育会議の運営方法、新教育長の職務などについて質疑を行いました。ま  
た、現在の教育長の任期中は経過措置として旧法の運用が残り、任期満  
了後、新法に切り換えるということですので、法律の施行期日と新教育  
長の任命にタイムラグが生じます。そのことについての質問や意見が多  
くありました。  
5番、北大和小学校の運動会が5月31日土曜日の午前9時からござ  
いました。児童数の多い学校ですが、教職員の工夫が生かされ、児童が  
きびきびと活動しておりました。天候にも恵まれて大いに盛り上がり  
おりました。  
地域の方々にも多く参加いただき、また、校庭が狭く立ち見の保護者  
も多い状況ではありましたが、盛会に終えることができました。  
7番、中央林間小学校の運動会が6月8日の日曜日、9時半からござ  
いました。こちらは天候が不順でしたので、それに対応した形で運動会  
を進行しておりました。  
大和市議会第2回定例会が行われ、昨日、本会議最終日が終了して  
おります。今回の一般質問の概要について、特に教育部に関わる内容  
をご報告します。  
まず小倉議員から、厚木市で起きた痛ましい事案に関連して、文部科

学省が実施している学校基本調査における不明児童について、大和市ではどのような状況になっているかとのご質問がありました。

平成25年度の学校基本調査では、本市における5月1日現在の居所不明児童・生徒数は10人と報告しています。この10人については、市の職員による家庭訪問や東京入国管理局への照会により、全て所在や出国の確認ができています。また、居所不明児童・生徒の事案が発生した場合には、各部署との情報の共有化を図って、早急に所在確認ができるよう体制を強化していると答弁いたしました。

2番目に、北部地域の小学校整備ということで、北大和小学校のプレハブ増築、小学校の新設、林間小学校の立体運動施設の3点についてご質問がありました。

北大和小学校の児童数が増加していることから、教育委員会としては、同校の学校規模の適正化に向けた対策を考えるため、学校関係者と地域の方々からなる協議会を立ち上げて、ことし2月から5月までに4回の協議を重ねて、さまざまなご意見をいただきました。教育委員会では、協議会のご意見や学校の要望等を総合的に判断して、本年度中に校舎内の家庭科室とパソコン教室を普通教室に改修するため、校庭の東側に2階建ての軽量鉄骨造、いわゆるプレハブの校舎を新たに建設することを答弁いたしました。

2点目の小学校の新設については、当面は通学区域の弾力的運用や施設設備等で対応が可能と判断しており、現時点で小学校を新設する予定はない旨を答弁いたしました。

3点目の林間小学校の立体運動施設の老朽化については教育部長から答弁いたしました。

平成25年度の安全管理士による保守点検では、床板の劣化については修繕が必要であるが、その他の部分は軽微の劣化との報告を受けており、教育委員会としては、老朽化に関しての緊急性はないと判断しました。今後については児童の安全面、校庭スペースの有効活用の観点などを踏まえて、学校と協議して対応を図っていく旨を答弁いたしました。

続きまして、中村一夫議員からは、3学期制移行、私たちの道徳の活

用、小中一貫教育の3点についてご質問がございました。

3学期制の移行については、今までの取り組み概略をお答えしたうえで、教育委員会としては、今回、全教職員、全保護者、抽出した市民3,000名を対象としたアンケートを実施するなどして、多くの意見を踏まえた上で3学期制に変更することを決定したと答弁いたしました。3学期制については、夏休み、冬休みが境目となるため、児童・生徒、保護者が一つの学期の成果を長期休業前に知ることができるため、これまで以上に長期休業中に目標を持って学習に臨むことが期待できます。また、新たな気持ちで新しい学期を迎えられる機会が増えることにもなり、児童・生徒の意欲向上につながるものと捉えていると答弁いたしました。

児童・生徒、保護者、学校などにとって、3学期制の実施は大きな変化となります。教育委員会としては、スムーズな移行に向けて学校関係者を交えたプロジェクト委員会で課題を整理し、その改善方法の検討に努めていくと答弁しました。また、4月の段階で保護者に通知しておりますが、今後もより具体的な内容を速やかに保護者、関係機関に丁寧に説明していくことも答弁いたしました。

さらに、新しい3学期制ではこれまで以上にゆとりを持って、充実した教育活動が展開できるような環境整備を行い、3学期制のよさを生かした有効な手だてを講じながら、次代を担う児童・生徒を育てていくとお答えしました。

中村一夫議員としては、3学期制から2学期制に変更したことの総括・分析ができていたのか疑問をお持ちのようでした。今回、2学期制から3学期制への変更にあたっては、教育委員がしっかりと分析をして、再度2学期制に戻るなど二転三転することのないように、また、市民の方から子供たちを実験に使ってしまったのではないかとといった指摘を受けることの無いようにしてほしいとの要望をいただきました。議員としては、教育委員会が3学期制に変更したことを高く評価をした上で、教育委員会にぜひ伝えてほしいとのことでしたので、報告をさせていただきます。

小中一貫教育については、教育再生実行会議でも制度化に向けた提言を議論するなど、今後の大きな教育課題であることは承知しており、教育委員会としても調査研究を行ってきました。その中で、三鷹市や品川区で行われている、現行の小中学校のまま取り組む、いわゆる施設分離型は大和市でも参考となる事例と考えています。また、大和市の小中連携の取り組みとしては、9年間を見通した計画や研究、八王子市、大分市などで実践されている小中学校の相互の授業参観や中学校の教員による出前授業なども行ってきたことを答弁いたしました。

さらに、小中一貫教育は学力の向上や不登校の減少、小中学校の学習面・生活面での段差の解消などの成果が期待できる一方で、所有している免許状による兼務発令の制約や6・3制から4・3・2制などカリキュラムの異なる学校へ転出入する子供への対応など、課題も指摘されております。大和市においては、3学期制移行に伴うカリキュラムの再編が急務であることや、効果的な一貫教育のために学区を見直す必要があることなどの課題があります。このような中で、神奈川県教育委員会が、今年度、小中一貫教育校のあり方検討会議を立ち上げて検討を行う準備を進めていることから、その動きを注視するとともに、引き続き、小中一貫教育に関する調査研究を行っていくことを答弁いたしました。

私たちの道徳の活用については、部長答弁でお答えしました。

「私たちの道徳」は、今年、小中学校に配布されておりますが、文部科学省は学校だけでなく、地域や家庭でも活用してほしいと考えております。そのような前提のもと、議員からは、学校に「私たちの道徳」を置くのではなく、家庭に持ち帰ることも指導していただきたいという要望を含めたご質問でした。

学校では、道徳の時間はもちろんのこと、係活動の取り組み状況を記入させて勤勉や努力といった道徳的価値の育成の一助とするなど、さまざまな教育活動の中で活用しています。新しく導入された教材であるため、家庭での活用が期待されていることも含めて、その活用について周知していくと答弁いたしました。

続きまして、平田議員からは、小中学生の薬物乱用防止教育について

ご質問がありました。

平成25年度実施の児童・生徒の問題行動に関する調査では、市内の小中学校において薬物乱用にかかわる問題行動の事例はありませんでした。

薬物乱用防止教育については、小学校では体育、中学校では保健体育の時間に学習しており、防止教育の指導は大変重要だと認識しているとお答えしました。さらに、教科の学習とともに総合的な学習の時間などでも薬物について学習しており、特に中学校では、全ての学校で薬物乱用防止教室が開かれ、教育用ビデオを視聴したり、専門家の話を聞いたりとすなどの効果的な学習が行われていると答弁しました。

河崎議員からは、意見表明する力を育む「こども教育委員会」についてご質問があり、その中で、市長に対して教育委員会制度改革をどのように受け止めているかのご質問がありました。

市長からは、今国会で可決成立した教育委員会制度改革に関する法律では、総合教育会議の設置や大綱の策定など、新たな仕組みを設けることとされております。本市においては、これまで以上に教育委員会との緊密な連携のもとに、「子どもが生き生きと育つまち」の実現に向けて取り組んでまいりますとお答えしております

続いて、日本の子供達の特徴について、日本青少年研究所の調査結果をもとにご質問がありました。子供たちの意見表明権について、もっと教育的な指導をするべきではないかとの趣旨だと受け止めております。

これからの国際社会を生き抜くためには、主体性や表現力を身につけていくことが必要ですが、同時におもてなしの心に代表されるような謙虚さや他者への思いやりは日本人が誇るべき精神と考えており、学校教育でもこれらのいずれも大事に育むことが重要であると考えておりますと答弁いたしました。

さらに、こども教育委員会についてのご質問がございました。こども教育委員会とは、足立区などで実施されている取り組みです。

足立区のこども教育委員会については、区内の学校を数ブロックに分け、学校代表の児童・生徒が集まるなど、子供たちの思いや願いを教育

委員や職員に直接伝える機会として、工夫をして実施されています。これは、こども議会同様、子供たちの意見が大切にされ、身近な生活や社会に反映させられる場を設定するものであり、子供たちの将来につながる取り組みであると言えます。今後は、大和市で行われてきた取り組みや足立区のこども教育委員会の取り組みも参考にしながら、児童・生徒の意見表明の場を設定することについて、実施にかかわる課題を精査し、内容や方法の工夫について検討していくと答弁いたしました。

続きまして、中村優子議員からは、子供たちの命を事故や災害から守るためにということで、着衣泳について、水辺の教育について、自転車の安全走行についてのご質問がございました。

その中から、3点目の自転車の安全走行についての答弁をご報告します。

小学生の自転車走行については、社会の一員として乗車ルールやマナーをしっかりと身につけ、安全に走行できるようになることが必要です。小学校では、自転車に乗る機会が増える中学年を中心に、自転車安全利用五則を活用した指導を行っているほか、自転車乗り方教室等を開催するなど、さまざまな形で交通安全ルールの指導に取り組んでおります。自転車は子供たちにとって気軽に扱うことができる乗り物ではありますが、それに伴う危険も理解し、安全走行できるよう指導を行うことが重要なことから、教育委員会といたしましては、今後も地域の交通事情や児童の年齢、発達段階などを考慮しながら、しっかりと指導に取り組んでいくとお答えしました。

山田議員からは、E S Dとユネスコスクール加盟のご質問がございました。

E S Dとは、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育という意味です。例えば、環境教育、防犯教育、命の教育、租税教育、健康教育などが関係しますが、それらの教育について、単発で学習するのではなく、それらの学習を持続可能な社会の形成という視点でつなげていくということです。議員からは、E S Dの視点が必要ではないかというご質問とともに、ユネスコスクールに加盟したらいかがかのご質問がありました。

た。

E S Dの理念は、現行の教育振興基本計画に記載されており、学習指導要領で示されている生きる力の理念に通ずるものであると認識しております。中学校の学習指導要領の社会科や理科においては、教科の内容の中に持続可能な社会の構築や形成という文言が記されており、また来年度から使用される小学校の社会科や理科の教科書にもE S Dの考え方が盛り込まれております。このようなE S Dに含まれる国際理解、環境、人権、平和、防災等の概念は、既に学校教育においても取り入れられており、これを持続発展教育という新たな視点で捉え直すことで、既存の取り組みを一層充実・発展させることができるとしております。教育委員会としては、ユネスコスクールについて、先進市の事例等を参考にしながら周知に努めるとともに、加盟に向けましては、学校への支援を行っていく旨、答弁をしました。

議員からは、他にも本市が目指す子ども像や学力・学習状況調査における社会に対する興味・関心の項目の調査結果についてなどのご質問がありましたが、報告につきましては省略させていただきます。

宮応議員からも教育委員会制度改革に関して市長へのご質問がありました。

市長からは、今国会で可決成立した教育委員会制度改革に関する法律では、執行機関としての教育委員会を残す一方で、総合教育会議の設置や大綱の策定など、新たな仕組みが設けられたことが特徴と考えております。本市においても、これらの仕組みを活用し、教育委員会との協議、調整を行うことで、これまで以上に連携を深めるとともに、それぞれの役割を適切に果たすことにより、総合計画の目標達成に向けて取り組んでまいりますとの答弁がございました。

続いて、教育長の教育観について、それから大和市の教育の現状についてというご質問がありましたので、一括でお答えしました。

平成22年度に教育委員会が実施した、児童・生徒、保護者、教員を対象にしたアンケートでは、本市の教育の現状や課題が明らかになっています。その中では、児童・生徒が夢や目標を持っているが、学習面で

は将来を見据えて目的を持って勉強しているわけではないことや、学ぶ楽しさを実感できていないことがうかがえました。また、新採用教員の増加により、若く意欲的な教員が増える一方で、学校運営の中核となるベテランの教員が少ないという課題などがございました。このような現状から、平成23年度に教育委員会が策定した大和市学校教育基本計画では、「自ら成長する力」をはぐくむ学校教育を基本理念とするとともに、目指す子ども像として「夢や目標に向かってたくましく生きる子ども」を掲げ、これに向けて、学校、地域、家庭の三つの視点から計画的、体系的に施策を進めることにいたしました。

また、若手教員の指導力の向上のため、従前から行っている指導主事の派遣による校内研修の充実を図っているほか、今年度から放課後寺子屋やまとのコーディネーターによる若手教員の指導や、小学校に児童指導中核教諭を配置するなどして、学校全体に目配りやフォローのできる体制づくりに力を入れております。今後も、同計画の理念の実現に向けて、教育委員会と学校が両輪となり、さまざまな教育課題に対し、常に子供を中心に据えて取り組むことで、これからの時代をたくましく生きる子供たちの教育を担ってまいりますと答弁いたしました。

さらに、教育委員会制度を変えるための地方教育行政法改正について、教育の自由と自主性は守られるかと、安倍流愛国心教育を押しつけようとしているのではないかとのご質問がありましたので、一括してお答えしました。

教育委員会としても、総合教育会議における協議や大綱の策定などを通して、市長との連携をさらに深めることで、教育施策を効果的に展開できるものと理解しています。また、教育課程の編成については、これまで以上に、創意に満ちた活力ある学校づくりに取り組むとともに、教科用図書の採択については、十分な調査研究の上で本市の児童・生徒にとって望ましい教科書を適切に採択していくと答弁いたしました。

三枝議員からは、居所不明児童生徒の就学時、転出入時の早期発見とその対策や学齢簿等の把握等の現状はどうかというご質問がありました。小倉議員と同様に、厚木市における事案を例に出してのご質問でし

た。

各小学校では、就学時健康診断の未受診者に対して郵送、あるいは訪問により入学説明会の案内をしており、連絡もなく欠席された方については、家庭訪問を実施しております。これにより、所在確認ができない場合は、教育委員会に報告をいただき、必要に応じて東京入国管理局など関係機関への調査等を行うとともに、独自の調査で所在確認ができなかった場合、速やかにこども部へ通告し、児童相談所や警察等につなげています。子供の命にかかわることでもありますので、教育委員会としては、関係部署との緊密な連携や情報の共有化を図り、早急に所在確認ができるよう態勢を強化していると答弁をいたしました。

赤嶺議員からは、いじめ防止基本方針の策定に関して3点質問がございました。一つ目は現状のいじめ等への対応はどのような方針に基づいて行われているのか。二つ目は、いじめ防止基本方針の策定を早急に行うべきと考えるがどうか。三つ目は、いじめ防止基本方針の策定に向けた具体的な計画やスケジュールは検討されているのかというご質問です。

1点目については、学校教育基本計画において、いじめ問題の解消を重点施策として掲げています。いじめは人間として絶対に許されないという考えを児童・生徒一人一人に理解させるとともに、いじめは学校の内外を問わず、誰にでも起こり得るという認識のもと、いじめの解消に向けた取り組みを進めております。そのために、各学校に対して定期的な教育相談やアンケートなどの実施を通して、いじめを把握するとともに、児童・生徒一人一人へのきめ細かい指導により、いじめの解消に努めるよう指導しております。

また、昨年度からは学級集団の課題を客観的に把握し、児童・生徒の学級に対する満足度を高めるための学級集団アセスメントテストの取り組みを始めております。さらに、今年度は新たに小学校におけるいじめ不登校等の事案に組織的かつ的確に対応するため、児童指導の中心となる児童支援中核教員の配置を進めております。これらの取り組みを通して、いじめの未然防止、早期発見を進めるとともに、関係機関との緊密

な連携を図り、早期対応と解決支援に努めております。

二つ目と三つ目のご質問は、関連がありますので一括してお答えしております。

いじめ防止の対策は喫緊の課題であり、平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法では、国及び学校に対し、いじめ防止基本方針を策定することが義務づけられるとともに、地方公共団体へも努力義務として課せられました。それに伴い、市内各小学校では、教育委員会からの指導・助言により、学校ごとのいじめ防止基本方針を策定し、現在計画的かつ体系的な取り組みを進めております。

本市におきましても、これまでのいじめ防止の取り組みをさらに推進するため、基本方針の策定が必要であると考えており、国のいじめ防止基本方針を参酌するとともに、平成26年4月に示された県のいじめ防止基本方針との整合を図り、平成26年中の策定に向けて検討作業を進めておりますとお答えしました。

次月定例会までの予定については、資料をご確認いただければと思います。

- 青 蔭 委員長 　　ただいま細部説明が終わりました。質疑、ご意見等がございましたら、よろしくお願ひします。
- 鈴 木 委 員 　　中学校2校の運動会に行つてまいりました。その中で、3点ほど感銘を受けたことがございましたので、報告いたします。
- 1点目ですが、一方の学校では、運動会の案内メッセージを生徒が7カ国語で話していました。メモなしで流暢な言葉で話しており、大勢の保護者の方から拍手喝采を受けていました。
- 2点目は、当日は天候が良く、日射病の危険性がありましたので、学校のテントだけでなく、近隣の自治会などから借りたテントも張つて、日射病対策をしていたことです。
- 3点目は、学校の教員がリレーに参加していたのですが、特に校長も一緒に走っていたのがとてもほほえましかったです。
- 篠 田 委 員 　　私も北大和小学校の運動会に出席いたしました。大規模校での運動会ということで、校庭を埋め尽くすような大勢のご家族の応援の中、子供

たちが演技、競技に伸び伸びと励んでおりました。

とても暑い日でしたので熱中症の心配がありましたが、プログラムの合間に何度か教員が台の上に立って、しっかり顔を見せながら、帽子をかぶるよう児童に声をかけ、また参観に来ていらっしゃる保護者にも、水分補給を促していたのがとても印象的でした。大勢の児童を指導しなくてはいけないからこそ、教職員が常に意識を集中させ、機敏に動いていることが伝わってまいりました。低学年の児童のかわいい演技もよかったです。やはり一学年の人数が多いので、どの学年も演技に迫力があってきれいでした。

○石川委員 私は中学校の運動会に行つて来ました。小学校の運動会と違って、子供たちがほとんど運営をしていて、やはり中学生だなという感じを受けました。それから、中学1年生と3年生でも大きな差があると感じました。1年生は小学校を卒業してすぐですから、まだ中学校に慣れていない様子でしたが、3年生は「さすが」という感じでした。

子供たちが本当に自主的にやっている姿を見て、もちろん先生も動いていますが、子供たちが自らすることの大切さを実感してまいりました。

○青蔭委員長 他にございますか。  
よろしければ、教育長の報告に対する質疑を終了いたします。

#### ◎議 事

○青蔭委員長 それでは、議事に入ります。  
日程第1（議案第28号）「大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。山崎生涯学習センター館長。

○山崎生涯学習センター館長 4月の教育委員会定例会におきまして、大和市生涯学習センターの文化創造拠点への移転に伴いまして、大和市生涯学習センター条例の一部改正についてご審議をいただき、承認をいただきました。また、大和市議会6月の第2回定例会におきましても承認をいただいたところでござ

います。

本案件につきましては、大和市生涯学習センター条例の一部改正に伴い、会議室等の利用手続きなど詳細項目を規定しております大和市生涯学習センター条例施行規則についても一部改正する必要があることから提案したものでございます。

まず、改正の背景でございますが、平成28年11月のオープンを目指し、大和駅東側第4地区に、文化創造拠点として文化複合施設の整備を進めており、現在の生涯学習センターについても同施設に移転することとなっております。

移転後の新しい生涯学習センターの位置や管理については、大和市生涯学習センター条例を一部改正して規定したところでございますが、会議室等の利用など詳細な項目を定めた本規則についても、条例の一部改正に合わせて改正が必要になることから、今回ご審議をいただくものです。

次に、規則の主な改正内容です。

大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則については、第1条と第2条の二つの条文で構成されております。第1条の改正規定は、平成26年7月1日施行、第2条の改正規定については、オープン予定でございます平成28年11月3日の施行となっております。

第1条の改正規定ですが、今回の条例改正により、規則に引用する条例の条文がずれましたので、その条ずれを改正するものです。具体的には、条例の第6条に指定管理者の指定等という条文が追加されたことにより、条が一つずつずれましたので、その引用条文を改めるものです。

次に、第2条の改正規定について、主なものをご説明します。

まず、条例において新しい生涯学習センターの管理は指定管理者に行わせることを規定しましたので、規則に定める詳細項目についても指定管理者が管理運営を行うための読み替え規定を整備したものです。

具体的には、改正後の規則の第18条をご覧ください。「大和市生涯学習センターの利用への準用」として、「『教育委員会』とあるのは『指定管理者』と」読み替える等の規定をしております。この規定によ

り、会議室等の利用の申請の受付や、利用の承認を指定管理者が行えるように整備したものです。

次に、現在、学習センターの休館日や開館時間については、規則で定めておりますが、今回の条例改正に伴い、開館時間や休館日については、条例で規定しました。このため、規則からその部分を削除したものです。

次に、会議室等について、現在の生涯学習センターの会議室等に係る規定を削除し、新しい生涯学習センター会議室等の規定を追加しました。

具体的には、改正後の規則の別表第5に新しい生涯学習センターの会議室等を規定しております。講習室Cから講習室Bまで15室を規定しております。なお、現在の生涯学習センターにはホールがございますが、新しい施設に整備する芸術文化ホールは、所管が生涯学習センターではなくなるため、この規則には入っておりません。

次に、別表第5にもございましたが、新しい生涯学習センターにはスタジオが3室ございます。スタジオの一部に関しては、個人での利用を可能にしたことから、その利用の範囲を規定しております。

三つのスタジオのうち、個人で利用できるスタジオは、中ぐらいの大きさのBスタジオと、一番小さいCスタジオとしました。Bスタジオの面積は約15平米で定員が5名で、Cスタジオは約6平米で定員が2名です。

個人のスタジオ利用については、市民及び本市に通勤・通学している方とそれ以外の方で利用申請の受付に差を設けました。具体的には、市民と本市に在勤・在学の方は、利用の2カ月前から申し込みを受け付けることとし、それ以外の方については、利用の1カ月前の受付としております。

次に、今回の改正に当たり、生涯学習センターで使用する様式を整理いたしました。第1号様式、生涯学習センター登録申請書から第6号様式の生涯学習センター使用料・利用料金還付決定通知書まで様式を整理したものでございます。

以上が主な改正内容です。

なお、6月24日に開催されました社会教育委員会議において、規則の一部改正についてご協議をいただきまして、特にご意見等はございませんでしたので、ご報告させていただきます。

○青 蔭 委員長 ただいま細部説明が終わりました。質疑、ご意見等がございましたら、よろしくお願ひします。

大きな改正となりますが、ほとんどが条ずれと読み替え規定となります。いかがでしょうか。

○石 川 委員 施行は平成28年の11月となりますが、新しい学習センターが開館するときからということによろしいですか。

○山 崎

生涯学習  
センター  
館 長

そのとおりでございます。

○滝 澤 教育長 確認ですが、教育委員会を指定管理者に読み替える改正を行っていますが、その理由は、費用対効果や利用する市民の方々にとって使い勝手がいいことなど、さまざまなメリットを想定していると理解していますが、その辺りをもう一度、説明してください。

○山 崎 生涯学習センター館 長 現在の生涯学習センターは、我々が直営で管理して、会議室等を市民の方に利用していただいております。それ以外にも、生涯学習センターには社会教育主事の資格を有する職員を配置して、さまざまな講座を企画して実施しております。

指定管理者制度を導入しますと、まず貸し館機能について、その受付業務などを指定管理者が行うこととなりますが、それ以外の講座の企画・実施の部分を指定管理者がどのように担うかという点が課題となります。今まで長きにわたって市が講座を行っておりましたので、そのノウハウは職員が持っております。そこを指定管理者に行わせるためには、指定管理者の選定の段階で、しっかりした団体を選ばなければいけないと考えております。ただ単に貸し館業務を行うという団体ではなく、社会教育についての意識を高く持った指定管理者を選考しなければ

いけませんので、今後の選考に当たって十分注意してまいりたいと考えております。

そのような団体に指定管理者になっていただくことにより、社会教育のさまざまな講座を市民の方により良く利用していただくことができるようになると考えております。そのような方向で、しっかりとやっていきたいと考えております。

○金子 文 化 スポーツ 部 長 今、館長から生涯学習センターの指定管理についてご説明をさせていただきましたけれども、今回の文化創造拠点は、ご承知のとおり芸術文化ホール、生涯学習センター、図書館、子育て支援施設という、四つの大きな施設が入ります。これを指定管理者が一体的に管理することによって、より効率的な運営を行うとともに、市民サービスの向上を図っていくという狙いがございます。

例えば、ホールで催し物があったときに、図書館ではその催し物に即した展示会をするとか、子育て支援施設では来館者のお子さんをお預かりする、生涯学習センターでは催し物に関連した講座やセミナーを開いていくといったことを想定しています。そのように、複合施設全体を一体的に管理してサービスを提供していくことができるよう、指定管理者制度を選択したという経緯がございます。各施設の仕様書については、これから詰めていきますけれども、それを一本化した中で、きちんとした仕様で指定管理の選考を行っていきたいと考えております。

○石川 委 員 指定管理者が講座なども全て計画し、市民を集めて実施していくということだと理解しましたが、これまで市が行ってきた中で、いわゆる大和市の理念といったものがあると思います。それと、指定管理者が行う講座等との整合性については、どのように図っていくのでしょうか。

○金子 文 化 スポーツ 部 長 文化創造拠点には、市の新しい組織を設置して、職員を配置することを予定しています。その組織が、図書館、学習センター、芸術文化ホールについて、指定管理者と協議をしながら一体的な管理を委ねていきたいと考えております。ですから、石川委員からご指摘をいただきました、市の理念との整合や、講座等のあり方については常々チェックもできますし、当然間違った方向であれば、指定管理者といえども中止させ

ることもあり得ます。指定管理制度の趣旨の範囲で、こちらからの要求をその都度伝えたり、指導したりしていくことはできますので、そのような形で文化創造拠点の運営を行っていきたいと考えております。

○石川 委員 そのような形で、市の意向などもしっかりと伝えるには、ある程度の職員の配置が必要ではないかと思えます。そうでないと、なかなか市の意向が伝わらないのではないかと思えます。

指定管理者については、利益を出していくことが基本にあると思えますので、生涯学習センターや図書館の運営について、市の方針をしっかりと伝えていける状況を作っておかなければいけないと思えます。

○金子  
文化  
スポーツ  
部長

承知しました。

○青蔭  
委員長

よろしく願いいたします。  
他にございますか。

○鈴木  
委員

確認ですが、指定管理者の選定はどのように行っていくか、教えてください。

○金子  
文化  
スポーツ  
部長

今回、議会で承認をいただきました条例の中に「大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例」がございます。その条例において、選定を行う文化創造拠点運営審議会の設置を定めており、審議会の委員については、関係する審議会から選出していただくとともに、公募も予定しております。

審議会では、まず、事務局が作成した仕様書を確認いただきます。そのうえで指定管理者を募集し、応募して来た事業者からプレゼンを受けて選考する形をとっていきたいと考えております。

○青蔭  
委員長

そこが一番肝心ですので、ひとつよろしく願いしたいと思えます。  
他の委員、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○青蔭

他にないようですので、質疑を終結いたします。

委員長 これより、議案第28号について採決いたします。  
本件の原案について、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青 蔭 異議なしということですので、議案第28号は可決いたしました。

委員長 続きまして、日程第2（議案第29号）「大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます秋山文化振興課長。

○秋 山 改正の背景については先ほどと同様でございます。平成28年11月のオープンを目指し、大和駅東側第4地区に文化複合施設の整備を進めており、現在の図書館を同施設に移転することに伴い、図書館の位置及び指定管理者にこの管理を行わせることを内容とする大和市立図書館条例の一部改正条例が、6月の市議会第2回定例会において承認されたところでございます。

これを受けて、同条例の実施について規定しております大和市立図書館条例施行規則についても一部改正を行うものでございます。

規則の主な改正内容ですが、条例の施行期日に合わせて二つの改正を行っております。

平成26年7月1日施行分は、条例改正による引用条文の条ずれを改正するとともに、字句等の整理を行うものです。

平成28年11月3日施行分については、主な改正内容として5点ございます。

1点目、条例において図書館の管理は指定管理者に行わせるものと規定しているため、規則に定める詳細項目について指定管理者が行うための改正をしております。

2点目、現在は規則で定められている開館時間、休館日、利用制限及び損害賠償義務について、条例で規定することとしたため、規則から削除いたしました。

3点目、利用者が遵守する事項として、館内の指定の場所以外では携帯電話等の通話をしないことを追加しました。

4点目、利用者カードの有効期間は交付の日から5年間としています

が、新たに利用者カードの有効期間を更新する手続き及び更新後の有効期間について規定をいたしました。

5点目、図書等の複写について著作権法に基づき行うものであることを明記いたしました。

なお、こちらの規則の一部改正については、6月24日の社会教育委員会会議でご協議いただきましたところ、特に異議はございませんでしたので、あわせてご報告いたします。

○青 蔭 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等がございましたら、お願い  
委員長 します。

○鈴 木 私も図書館をよく利用していますが、カードの有効期限を5年として  
委 員 いますが、有効期限を満了した場合、カードは今までと違うものになる  
のでしょうか。それともそのまま使えるのでしょうか。

○秋 山 今回の規則改正の内容は、規定内容を明確にしたものでございます。  
文化振興 今までのカードは従前どおり使っていただけます。

課 長

○鈴 木 ありがとうございます。

委 員

○青 蔭 使えるとのことですので、よろしく願いいたします。

委員長 他によろしいでしょうか。

他にないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第29号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青 蔭 異議なしということですので、議案第29号は可決いたしました。

委員長 続きまして、日程第3(議案第30号)「平成26年度大和市奨学生の選考について(諮問)」を議題といたします。

細部説明を求めます。

犬塚学校教育課長。

○犬 塚 7月10日木曜日に、大和市奨学生選考審査会の開催を予定しており  
学校教育 ますので、審査会会長に向けて諮問するものです。

課 長 平成26年度大和市奨学生申請者名簿ということで、41名の候補が申請しております。それから、別紙として、平成25年度から継続で申請した者26名、それから平成24年度から継続して申請した者29名、以上の申請者の中から家庭の経済状況、学業成績、納税状況等を判断して今年度の奨学生を選出することを諮問するものでございます。

また、選考審査会からは、7月14日月曜日までに答申をしていただきたいと考えています。

○青 蔭 ただいま細部説明が終わりました。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、よろしく申し上げます。

○石 川 奨学生の申請手続きの手順を教えてください。保護者が最初に希望されるのか、学校からお勧めするのか、どのような手順になっているのでしょうか。

○犬 塚 選考する上で、学業成績、経済状況、素行の三つの基準がございまして、申請をするためには、最終的に校長先生の推薦が必要になります。保護者、本人の申請を担当が預かり、そのまま校長に申し出て、校長から申請書が教育委員会に提出されます。

○石 川 そうしますと、基本的には保護者が申請をするという形だと思いますが、例えば、光丘中学校が一番多くて10名ですが、つきみ野中学校は2名です。つきみ野中学校は生徒数の多い学校ですが、それは申請者が少なかったということで、光丘中は申請者が多かったという考え方でよろしいのですか。

○犬 塚 純粹に申請者の数と考えて頂いて結構です。

学校教育  
課 長

○篠 田 7校からは提出されていますが、全く申請者がいない学校も2校あります。選考の要件となる成績や経済状況の基準は、全校一律の基準ということでよろしいですか。

○犬 塚 大和市で一律の基準としています。

学校教育  
課 長

○篠田 分かりました。そうすると、今お話がありましたとおり、申請者がい  
委員 なかったという理解でよろしいですか。

○犬塚 教育委員会では、各学校への周知を早目にやっていますので、知らな  
学校教育 いことはないと思います。たまたま申請者がいなかったか、要件に合う  
課長 お子さんがいらっしやらなかったと捉えています。

○篠田 分かりました。  
委員

○鈴木 50名以内の方を選考することとなりますが、今回、申請者が41名  
委員 です。50名を超えた場合にどうするのか教えてください。

○犬塚 高等学校の授業料の無償化に伴い、平成24年度から新しい制度にし  
学校教育 ました。それまでは25名としておりましたが、奨学金の額を少なくし  
課長 たうえで、対象者を倍にしてスタートしました。今年で、3年目になり  
ますが、申請者が50名に満たない状況がありますので、担当課として  
は、基準や人数等、いずれになるかは分かりませんが、変更を検討して  
おります。

成績要件も収入要件も人物要件も全部満たしているお子さんが50名  
を超えた場合には、内規で選考の基準を定めており、収入や成績などを  
考慮し選考していくこととなります。

○青蔭 ある程度目安があるということですね。  
委員長 よろしいでしょうか。

○石川 例えば、大和中学校からは申請がなかったということになりますが、  
委員 大規模校であることや、地域の経済状況などを考えると、ゼロというこ  
とはないのではないかと思います。教育委員会から働きかけることはし  
なかったのでしょうか。

○犬塚 過去5年間、申請者がゼロの学校はなかったのですが、今年は久しぶ  
学校教育 りにございました。1月下旬に申請者がいないことを把握した時点で、  
課長 2校の校長に私が直接電話をして、もう一度進路主任から各担任に周知  
してもらおうようにと伝えました。結果的には、やはり基準を満たす者が  
いなかったという回答をいただきました。

○石川 その2校でも周知はしたのでしょうか、そのようなことであれば仕

- 委員 方がないと思います。分かりました。
- 青 蔭 他の委員の方もよろしいですか。
- 委員長 他にないようでございますので、質疑を終結いたします。
- これより、議案第30号について採決いたします。
- 本件の原案について、ご異議ございませんでしょうか。
- (「異議なし」の声)
- 青 蔭 異議なしということですので、議案第30号は可決いたしました。
- 委員長 続きまして、日程第4(議案第31号)「平成27年度使用中学校教科書図書採択について」を議題といたします。
- 細部説明を求めます。久津間指導室長。
- 久津間 教科書採択制度について説明させていただきます。
- 指導室長 現行制度では、小中学校などでは文部科学大臣の検定を経た教科用図書、または文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないとされております。なお、教科書検定制度のもとで、同じ教科でも複数社、複数種類の教科書が発行されているため、その中から1種類の教科書を選定する必要があります。公立の小中学校では、教科書採択権は学校設置者の教育委員会にあるとされております。また、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に、政令で定める期間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択するものと定められていることから、毎年定例会にて教科用図書を採択していただいております。
- なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条1項には、同一の教科書を採択する期間は4年とするとされており、4年間は同一の教科書を採択する必要があります。
- 中学校教科用図書については、平成23年度学習指導要領の改訂に合わせて発行された教科書について、その年の7月の教育委員会定例会において採択していただきました。よって、平成27年度は同一教科書を採択する4年目に当たります。
- そこで、平成27年度使用中学校教科用図書の採択については、現在使用している教科書と同一の教科書の採択をお願いするものです。

- 青 蔭  
委員長 ただいま細部説明が終わりました。  
質疑、ご意見等がございましたら、よろしく申し上げます。  
来年度は変わらないということでございます。
- 石 川  
委 員 法令の定めが二つあって、その整合性がないということです。片一方は4年間同一の教科書にきなさい、もう一方は毎年採択をきなさいとなっています。ですから毎年採択しているのですけれども、今回は教科書を変えるものではありませんので、特に異議はありません。
- 滝 澤  
教育長 確認ですが、現在使用している教科書について、学校の方から何か意見は寄せられていませんか。
- 久津間  
指導室長 指導主事が計画訪問、要請訪問に行っておりますが、そのような声は聞かれていません。
- 滝 澤  
教育長 ありがとうございます。
- 青 蔭  
委員長 他の委員の方はよろしいでしょうか。
- （「はい」の声）
- 青 蔭  
委員長 他にないようですので、質疑を終結いたします。  
これより、議案第31号について採決いたします。  
本件の議案について、ご異議ございませんでしょうか。
- （「異議なし」の声）
- 青 蔭  
委員長 異議なしということですので、議案第31号は可決いたしました。

◎その他

- 青 蔭  
委員長 それでは、その他に入ります。  
各課で報告事項がございましたら、順次報告をお願いします。  
まず、放課後寺子屋やまと事業の実施状況について、久津間指導室長。
- 久津間  
放課後寺子屋やまと事業については、4月から準備に入り、5月の中

指導室長 旬に6校でスタートいたしました。その現状について報告させていただきます。

まず、各校でのスタート時に指導主事を派遣しましたので、そのときの状況などについて、簡単にご説明します。

各寺子屋では、コーディネーターの工夫がふんだんに活かされており、それぞれ味のある運営が行われております。また、コーディネーターについては、コーディネーター連絡会を開催して、事業のスタートに当たっての課題や対応について情報を共有する形をとっております。

大和小学校は5月12日にスタートしました。大和小学校では、教室中にコーディネーターが作った問題が貼られていました。4年生、5年生、6年生に合うような国語や算数の問題があって、教室に入ってきた子供たちに、それを見て興味を湧かせる工夫がなされております。

林間小学校も同じ日にスタートしました。林間小学校は、まさしく寺子屋風に、じゅうたんの上に正座して学習する形態になっております。教室の前には目立つ看板が置かれていました。プリント等がふんだんに用意されており、子供たちの個別学習に対応する姿が見られました。

5月14日には3校がスタートしました。

柳橋小学校は、学校の都合で日によって教室の場所が変わるので、少し工夫が必要なところがありますが、個別に子供たちに寄り添って指導していく姿がありました。また、持ち運びができるような看板等が作られていて工夫がなされておりました。

西鶴間小学校は、図書室を使って放課後寺子屋が行われております。4年国語、5年国語、6年国語とテーブルごとに何を学習するか分かれていて、子供は、自分が何を学習するのかを決めてその場所に行く形になります。ですから、いくつかのテーブルを動いて勉強する子が出ます。そういった工夫があって、なかなか面白い動きになっています。

渋谷小学校は、音楽室で行われております。とても多くの子供たちが関心を持っており、スタート時には若手の教員を中心に学校から10名以上の教員が手伝いに来てくれたという、嬉しい姿もありました。

また、寺子屋のスタートと終わりの時間には歌を歌う姿も見られてお

ります。

福田小学校は5月19日にスタートしました。福田小学校は、参加人数が一番多くなっております。学校では、今、家庭学習用のノートというものを作っていて、それを使った学習を中心に、学校とコーディネーターが連携をとりながら学習を進めています。福田小学校ならではの取り組みだと感じています。

会場での聞き取りによる、参加児童の声をいくつか紹介いたします。

「塾のようかなと思ったが違って、自分のペースで勉強ができていい」「授業よりも先生がついてくれるからうれしい」「ここに来れば宿題が終わるからいいなと思う」「プリントがやりやすい、どんどんできる」などの声を聞くことができました。

- 青 蔭 委員長      ただいまのご報告について質疑、ご意見等がありましたら、感想でも結構ですので、お願いします。
- 石 川 委 員      学習支援員さんを2人ずつ配置していますが、この方たちはどのような方たちでしょうか。
- 久津間 指導室長      現在、学校にスクールアシスタントという職員を配置していますが、その方たちと同じように、教員免許状を持っています。そういった方を学習支援員としてお願いしています。今のところ各学校2名体制で活動している形になっております。
- 鈴 木 委 員      始めて1カ月の段階で、1日当たり10名から20名の参加があるとの報告がありましたが、大和市のホームページやマスメディアなどでも盛んに報告されていて、参加児童がこれから増える可能性があると思います。どの程度の人数を見込んでいるのでしょうか。
- 久津間 指導室長      まだ始まったばかりですので、今後の推移を見ていかななくてはならないと思っております。コーディネーターや学習支援員さんの声を聞くと、今はとてもアットホームな雰囲気できていますが、今後はさらに人数が増えていくのではないかと期待しております。
- 石 川 委 員      この事業は、大和市の子供たちの学力向上を狙って実施したものですので、その検証をどのように行うかが大事だと思います。もちろんこれをやったからすぐ学力が上がるということではないとは思いますが、そ

の検証はする必要があると思います。その点は、いかがでしょうか。

○久津間 今、石川委員がおっしゃったように、この事業を行ったから学力がすぐ伸びるというものではないと思います。

指導室長

寺子屋事業のコーディネーターが学校の支援に入っている部分もあります。そういった結びつきを大切にしながら、支援を必要としている子供たちがなるべく多く寺子屋に来られるような、そういった姿を見ていきたいと思っております。

また、多くの学校は学力向上に向けて、学校での授業だけでなく、家庭学習等に進んで取り組むように啓発をしており、そのような取り組みともリンクさせていくよう呼びかけていきたいと思っております。

○石川 大和市がこれだけのお金を使って実施することは、とても大事なことですし、今、室長から説明があったように見守っていかなければならないと思います。また、この事業によって学校が啓発され、学校教育の質や子供たちの学業への志向など、全体が高まっていくことで、学力向上につながるのではないかと思います。ただ、何らかの形で、成果を検証して報告する形をとらないと、市民の納得は得られないのではないかと思います。

委員

○久津間 おっしゃるとおりだと思います。今はスタートしたばかりですが、今後、学校の学力向上プラン等の策定もお願いしていきたいと思っておりますので、それらの進行管理とも合せて検討していきたいと思っております。

指導室長

○朽名 石川委員のご指摘、ごもっともだと思います。

教育部長

まずは、家庭学習の時間が長くなれば、学力向上への効果が期待されます。全国学力・学習状況調査の質問紙調査において、学校以外の学習の時間という項目がありますので、そうしたデータを確認しながら、学力の関係について注意深く分析しながら、その効果について検証していきたいと思っております。

○篠田 寺子屋の一番の特徴は、子供たちが自分のペースで勉強できるということと、自分たちの意思で参加するところだと思います。もちろん、保護者から行ってきなさいという声かけも必要ですし、この感想を見ても、いろいろな状況が伺えますが、こうやって子供たちが参加していく

委員

ためには、学習意欲といいますか、勉強するのが楽しいと思えることが一番大切だと思います。そこからまた学校生活が楽しくなったり、何で学校に行っているのかというところまでつながったりすると、本当に素晴らしい事業になると思いました。

質問ですが、大和小学校は実施日が月、火、水となっています。これは放課後子ども教室がこの曜日なのでしょうか。

もう1点、この感想の中に2回名前を書くのが大変という声がありました。これは放課後子ども教室と寺子屋のことだと思いますが、放課後子ども教室と関連させる必要性を教えてください。

○久津間 寺子屋は、放課後子ども教室が行われている日に開催していますので、大和小学校だけが月、火、水となっております。  
指導室長

○篠田 放課後教室も月、火、水で集中的に行われているということですね。  
委員 分かりました。

○久津間 名前を2回書くことですが、受付については、放課後子ども教室の受付で一元的に行っています。そこには放課後子ども教室のスタッフがいて、名前を書いていただいています。それでも足りるのですが、こちらの人数把握のためや、安全面を考慮した中で、寺子屋の教室に入る際には、再度名前を書いていただいています。  
指導室長

子供にとっては、二度書くことになってしまいますが、現在は、そういった動きをとっております。

○篠田 安全面を考慮してということで、よろしいですね。  
委員

○朽名 今、安全面というご説明がございましたが、放課後子ども教室と放課後寺子屋やまとを関連させて一体で運用する理由の一つには、傷害保険の加入がございます。現在、放課後子ども教室で傷害保険に加入しており、その保険の枠組みの中で寺子屋に来る児童も適用することとしております。  
教育部長

○鈴木 質問ですが、放課後子ども教室と放課後寺子屋やまとについては、将来的にどうしていくつもりなのでしょうか。  
委員

また、ある学校では教員も手伝っているという説明がありました。と

ても良いことだとは思いますが、その関係を広げていった方がいいのか、放課後寺子屋やまとと教員との関係が今後どうなるのかをお聞きしたいと思います。

○久津間 指導室長 将来についての方向性は出ていませんが、この二つの事業の在り方については今後検討していく必要があると思っています。

また、学校の教員の手伝いですが、もちろん教員がお手伝いしてくださるのはとてもありがたいのですが、教員には教員の仕事がありますので、それをルールにすることはできません。ただ、コーディネーターが学校の支援に入っていて、子どもの対応については連携を図っている面がありますので、今後も関係が深まっていくことが大切だと思っています。

○篠田 委員 今は、全くゼロの段階から始めておりますので、各学校のコーディネーターにお任せした中で、いろいろな工夫がされ、このような素晴らしい寺子屋ができていると思いますが、今後もコーディネーターにお任せする状態が続くと、各学校で取り組みに違いが出ることを考えられます。今後、指導室が基準を作成することは検討しているのでしょうか、それとも、コーディネーターにお願いする方針でいくのでしょうか。

○久津間 指導室長 企画運営についてはコーディネーターにお願いするというので、そのような能力のある方を任用していると思っています。ただ、共有できる部分もありますので、コーディネーター連絡会を頻繁に行って、この部分については一律で行うといったものを作っていくと思っています。

○篠田 委員 分かりました。本当に素晴らしいコーディネーターばかりだと思います。今後は、指導室でしっかり実態を把握して、いろいろと検討をしながら、より効果的な事業にしてほしいと思います。

○青蔭 私からも、一言申し上げたいと思います。

委員長 学校別で人数を報告されていますが、人数を増やさなければいけないということではなく、中身の充実を図るような方針でいきたいと思っていますので、より細やかな指導をしてほしいと思います。よろしくお願ひします。

○久津間           ありがとうございます。

指導室長

○青 蔭           他の委員の方、いかがでしょうか。

委員長           よろしいですか。

（「はい」の声）

○青 蔭           続きまして、居所不明児童生徒の対応について、犬塚学校教育課長。

委員長

○犬 塚           昨年起きた居所不明児童の事件を受けて、住民票を残したまま不在で  
学校教育       学籍のない児童生徒を全て調査いたしました。昨年1年かけて所在を確認  
課 長           認しておりましたが、中には私がたまたま家庭訪問したところ、その子  
                  に会えて、たまたま帰国していて、明後日出国するところだったという  
                  お子さんもいらっしゃいました。外国につながる児童生徒が多く、東京  
                  入国管理局等に照会して、出国確認をするような調査もしております。

先ほど教育長からお話がありましたが、文部科学省が行っている学校基本調査における居所不明児童生徒は、昨年度10名で報告しましたが、全て所在を把握しております。このため、今年度からは基本的に新入生と転入生を中心に調査する形をとっております。

新入生については、10月から11月にかけて就学時健康診断があります。これは保健給食課が所管していますが、受けなければいけないものではありません。各学校では、大体1月の終わりから2月の初旬にかけて新入生児童生徒の説明会を行っていますが、通常、その説明会のお知らせを就学時健康診断のときに渡しています。そこで、まず健診に来なかった保護者に対して、各学校は郵送や訪問で新入生説明会のお知らせを各家庭に配布します。

次に、新入生説明会にも連絡なく欠席した家庭や郵送をしても配達先不明で戻ってきてしまう場合には、各学校で家庭訪問したり、地域に聞き取りをしたりして所在を確認していただきます。

それでも所在不明の場合は、学校から学校教育課に居所不明者等の状況連絡票を提出してもらいます。

学校教育課では、それを受けて、現住所地への照会や不動産情報の照

会、東京入国管理局への照会を行います。それでも不明の場合は、保育家庭課に不明者として通告して、保育家庭課で居住実態の調査、納税状況や生活保護の状況などを調査し、最終的に所在がつかめない場合は児童相談所や警察に通告するという形で今年度から新入生の対応を進めております。

○青 蔭 委員長 ただいまのご報告について質疑、ご意見等がありましたら、お願いします。

○鈴 木 委員 昨年度不明児童生徒の10名の中で児童相談所に通告した児童はいないということですね。

○犬 塚 学校教育課長 児童相談所に通告した児童生徒はございません。学校教育課で確認できなかった方についての多くが、保育家庭課の努力で所在がつかめています。

○鈴 木 委員 その10名の所在不明の理由と、その段階で所在がつかめたのか分かる範囲で結構ですので教えてください。

○犬 塚 学校教育課長 ほとんどが東京入国管理局による出国確認で把握しています。去年の10名は在学しているはずの例えば小学5年生や中学2年生などの児童生徒でしたが、ほとんどが海外につながりある子供たちでした。

○小 山 少し補足させていただきます。

こども部 今、課長から報告があったとおり、こども部は虐待の対応部門ということで、その窓口になっております。基本的には、教育委員会でもこうした調査をしておりますけれども、それ以外にも、こども部では母子保健の担当で乳幼児健診を行っております。そういった各健診の中で、やはり未受診の方がいらっしゃいます。未受診者だと、保護者とお子さんの様子を確認できませんので、再度受診をしていただくように勧奨をしますが、それでも受診がない場合は、保健師が訪問してお子さんがいるか確認します。

そうした低年齢のときのチェックと、さらに就学時の健診という幾つかのスクリーニングを経て、なるべく居所が不明な児童がいないような取り組みをしている実態がございます。

教育委員会でもチェックをしていただきますが、それでも不明な場合については、今度は虐待を懸念するという事の中で、こども部の中で住民基本台帳や児童手当の受給があるかといったことを全てチェックした上で、確認ができない場合については入管等への照会もかけ、それでも不明な場合については、児童相談所に報告をして、児童相談所と対応を協議した上で、さらに事件性があるような場合には、警察と一緒に立入調査をすることも視野に入れて対応していくという、このような取り組みをさせていただいております。

そういった中で、厚木市の事件では、こうした各行政機関の横の連携の希薄さがかなり指摘されております。今日の新聞でも厚木市の対策が大きく取り上げられていて、各部門がより踏み込んで連携をするという話になっております。

こども部では要保護児童対策地域協議会という組織もございますので、そういったところでさらに連携強化を図っていきたいと考えております。

○滝澤  
教育長

こういうフローチャートがあっても、実際厚木の事例は起きています。今、こども部長が説明した状況があっても厚木の事例は起きたという事実があります。要対協でという話がありましたが、厚木も踏み込んでそれぞれの場面で具体的な対応をしていました。緊密な連携というのは当たり前であって、今回の事例については、縦割り行政の限界といったこともあると思います。これを各市が対岸の火事にせずに対応していかなければいけません。そういったことが行政に強く求められています。マスコミが相当丁寧に、社会正義という視点で発信をしていることを、我々も重く見ていかなければいけません。

子供が1人亡くなって、しかも7年間白骨死体でそのままになるという考えられない事案ですが、大和にも起きる可能性があります。要対協では、具体的に厚木のような事例が起こった場合どのように対応するのか、これまで以上にきめ細かく対応するための見直しを行う必要があるのではないかと思います。そういった対応について、今後の作業の日程が分かったら教えてください。

○小 山 7月に要対協の会議が予定されております。担当者レベルから課長職  
こども とかの会議など、幾つかの会議がありますので、そういった席でもさら  
部 長 なる連携強化という話をしていかなければいけないと思います。

また、それ以外にも実際こういったことが事実として起こっていて、行政として反省すべき点があると思います。そういった意味では、例えば一つのケースですが、不動産を賃貸されている方がしばらくそこにいない場合に、大家さんから市民課に職権消除の依頼が来ます。その際、学校に就学されているお子さんがいる場合については市民課から教育委員会への報告がされますが、従来はこども部に連絡が来ていませんでした。そうすると、例えば職権消除されたままにしてしまいますと、厚木市のようなケースにつながることも懸念されます。そのため、市民課の戸籍を管理している担当に、職権消除した場合の連絡を依頼するとともに、その追跡調査も現在進めています。

このように、これまでのやり方以上にもう一歩ずつ踏み込んだ、そういったことを提案なりしていくようなことを今後進めていきたいと思っております。

○青 蔭 よろしくお願ひしたいと思ひます。  
委員長

○滝 澤 しっかりと見直しをかけていかないと、やはり子供の命がかかってい  
教育長 ますので、人間の尊厳を行政がどう見ているかということが仕事の形にあらわれる、如実に出てくることですから、ここについては、教育委員会も含めてきめ細かく丁寧にやって、その情報をタイムリーに共有していく必要があります。そういったことを部課長がしっかりと配慮をして、自分のところが終わったのだからいいという考え方ではなくて、同時進行ですする必要があります。

こども部だけでなく、もちろん教育委員会としても発信をしますが、そういうやりとりを役所全体でやっていく必要があります。特に担当であるこども部と教育委員会がリーダーシップをとって、子供の命の安全性を担保していくようにしてほしいと思います。

教育委員会としては、新入学児童生徒の調査の流れというフローチャ

ートがあるけれど、入学してきた後の子供たちについて、不登校の子供たちが、生きているのか、死んでいるのかと言われたときに、これでは答えられない。その辺はどうなっているのか説明してください。

○犬塚 学校教育課長  
先ほど申し上げたとおり、在学して登校していない児童生徒については、昨年度1年かけて調べましたが、入学してくるはずの子が入学してこない場合と、入学式等には出ていて途中から不登校になって、全然担任が会えないという場合では、別の対応が必要だと思います。

○沼尻 青少年相談室長  
厚木の事件を受けまして、不登校児童生徒について各学校に安否確認できているかどうか確認をいたしました。その中で、中学校において3名の不登校生徒が保護者には会えるけれども、本人には会えないという状況がございました。学校の先生には会いたくないということが理由ですけれども、保護者には会えていますので、引き続き家庭訪問等で対応していくという状態になっております。

○滝澤 教育長  
今説明があったことはすごく大きな問題で、在学はしているが本人に会えてない、顔を見ることができないという実態があります。これは、他県の話ですが、確認に行ったらマネキンを置いておいて児童手当を搾取したという、そんな犯罪の新聞報道がありました。これは学校と青少年相談室が連携を図って、本人がしっかりとそこにいること、ひきこもりになっていることを確認して、生命の安全をしっかりと担保しておかなければなりません。家庭訪問の仕方についても、午前・午後に加え夜など、さまざまな対応をすることについて厚木市が進めていますので、教育委員会としては、そういったことも参考としながら進めていく必要があると思います。

以上です。自戒の念も含めて質問させていただきました。

○青蔭 委員長  
大変な事件が起きたときに、なぜ気づかなかったかということになりますが、それは、我々が気づくことの注意を怠ったと言ってもいいと思います。その辺のところ、もしおかしいなと思ったら、ぜひ警察に相談してほしいと思います。我々が幾ら頑張っても住居の中には入れないのです。こういったときに警察の力を借りてドアを開けさせて、確認をさせていただく努力をする必要があります。我々がいかに、調査体制を敷

いても「中に入ってくるな」「不法侵入だ」と言われればそれで終わってしまいます。ですから、警察の協力を得て、一緒に部屋の中を確認するというこゝも考えてほしいと思います。

ここで会議時間を延長し、13時までとさせていただきます。

ただいまの件につきましては、ご意見等よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○青 蔭 他に、何か報告事項がございますか。

委員長 久津間指導室長。

○久津間 「私たちの道徳」の活用について説明させていただきます。

指導室長 先ほど教育長報告がありました。文部科学省から今年度新たに全児童・生徒に配布された「私たちの道徳」の活用状況などについて、6月議会で一般質問がございました。質問の内容は、「『私たちの道徳』が全児童・生徒に自分のものとして持ち帰れる状態にあるのか」、「家庭で保護者にも読んでほしいと意図して作られているので、そのことを周知してほしい」というものでした。

これに対して、学校では「私たちの道徳」について、道徳の時間を初めさまざまな教育活動の中で活用していること、新しく導入された教材であるため、家庭での活用も期待されていることを含め、その活用について周知していくことなどを答弁させていただきました。

この件の周知について、6月の校長会にて、全教員に周知するよう指導しましたので、報告させていただきます。

「私たちの道徳」という教材については、これまであった「心のノート」を全面改訂したもので、子供たちが道徳的価値に気づき、実際に行動できるように工夫されて作られたものです。

この新しい教材については、学校での教育活動全体を通じて使うことはもちろんのこと、家庭や地域での活用も期待されていることが明記されておりますので、その部分について学校に伝えております。

また、「心のノート」からさらに進化したところとしては、読み物部分と書き込み部分とで構成してあることです。子供たちにとっては自分の成長の過程の記録にもなり、これを家庭に持ち帰って保護者に見せる

といった活用ができることも伝えました。

学校においては、「私たちの道徳」が学校だけでなく地域、家庭においても活用されるように、その意義、内容、保管方法、持ち帰り等について、工夫をしていってほしいと指導をしました。

具体的には、個々人の物なので記名をするとともに、内容によっては家庭に持ち帰らせること。また、中身によっては学校に留め置きさせることもあると思いますので、そのような工夫についても指導しました。

○青 蔭 委員長 ただいまのご報告について質疑、ご意見等がありましたら、お願いします。

○篠 田 委 員 各学校において工夫をするように周知したとの説明がありましたが、まず保護者がこういった物があることを理解することが大事だと思います。例えば、学校の懇談会等で教員が保護者に伝えることも大きいと思いますし、手紙で各家庭に知らせることも大事ではないかと感じました。

○久津間 指導室長 ありがとうございます。もちろん、家庭に向けて懇談会などでお話ししてほしいということも校長会で伝えております。

○篠 田 委 員 分かりました。

○石 川 委 員 「私たちの道徳」は、何ページぐらいの教材でしょうか。

○久津間 指導室長 小学校は1、2年生、3、4年生、5、6年生でそれぞれ1冊、中学校は3年間、1冊のノートを使います。小学校ですと約150ページ、中学校ですと約230ページあります。

○石 川 委 員 「私たちの道徳」の他に副読本も使っているということでしょうか。

○久津間 指導室長 そうです。現在は副読本も学校にあります。

○石 川 委 員 副読本もあることを考えると、学校生活並びに家庭生活全体でこれを進めていくと考えても、教材数が多過ぎるのではないのでしょうか。

例えば、この「私たちの道徳」と副読本を最終的には使い切らないで

2年間を過ごしてしまうことになりはしないか懸念があります。指導室としては、どのような形で「私たちの道徳」と副読本を使っていくように指導しているのでしょうか。

○久津間 副読本の方は読み物教材で、各学年で学ばなくてはいけない道徳的価値項目が網羅されています。「私たちの道徳」にも読み物教材が入っていますが、これは全ての価値項目が入っているわけではありません。読み物教材を読んでいるだけが道徳の時間ではありませんが、そういった部分では、今までの副読本も使っていかなくてはいけないと思います。

また、先ほど申し上げたとおり、「私たちの道徳」については道徳の時間だけで活用するものではありません。全教育活動の中で使用していくという流れがありますので、例えば挨拶運動に取り組んでいる学校があれば、挨拶について何か書いてみようといったことでも「私たちの道徳」を使うことができます。

「私たちの道徳」の全てを使っているとか、副読本を全部読んだという形にはならないと思います。この中から、学校が適宜有効なものを活用していくことが必要だと考えております。

○石川 要するにその学校や学年、場合によってはクラスになるかもしれませんが、子供たちに沿った教材を教師が選ぶということでしょうか。「私たちの道徳」や副読本の中から教師が取捨選択して授業を進めたり、道徳教育を進めたりするという捉え方でよろしいのですか。

○久津間 まずは学校で対応する形になると思います。各学校では道徳の全体計画を作成しておりますので、それに合わせて道徳の年間カリキュラムを作ることとなります。大きな流れとして、まずその流れがあります。

それとともに年間カリキュラムの中には示されていないもので、道徳的価値に触れる部分もありますので、それを適宜使っていくように、年間反省の場面などで盛り込んでいくことが大切になると考えます。

○滝澤 補足しますと、一言で言えば、道徳がまだ教科になっていませんので、道徳の授業の中では、副読本も「私たちの道徳」も、いわゆる資料という位置づけです。したがって、学校の教員が「私たちの道徳」や副読本、又は自作の読み物教材などを資料として活用し、道徳の授業を行

っていくということです。それらの資料の一つという認識で位置づけていただければと思います。

○石川 委員 道徳の教科化などの動きがある中で、例えば「私たちの道徳」で、この学校ではこれとこれしか使っていないじゃないかとか、そのような点検が将来的にあるかもしれません。市議会でも、使っていますかとか、どんな使い方をしていきますかという質問が出ておりますので、市教委としてしっかりした姿勢で、こういう形で使っていると説明できるようにしておかないと、極端な言い方をすると、最終的には点検しなさいという状況に陥ってしまうと思います。将来的に例えば道徳の副読本はなくてもよいのではないかということになるかもしれません。市教委としての基本的な姿勢はしっかりと持っておかなければいけないと思います。

○久津間 指導室長 ありがとうございます。

受け止めさせていただきたいと思います。

○青 蔭 委員長 よろしくお願ひします。

他にございませんか。

続きまして、学校教育課長。

○犬 塚 学校教育部 先日起きました市内の小学生の交通事故について報告いたします。

本来であれば、交通安全の指導については指導室ですけれども、通学路という視点で学校教育課から報告させていただきます。

事故の概要ですが、放課後子ども教室から自転車で帰る途中に車と接触し、ドクターヘリで医療機関に搬送され、今も入院中です。

事故現場については、その小学校の約3分の1に近い児童が通る交差点です。平成16年度から25年度までの過去10年間の事故の件数を調べたところ、全部で5件ありました。うち歩行者と車が3件、自転車と車が2件、学年では2年生4件、3年生1件で低学年が多い状況でした。

事故現場における今までの取り組みですが、PTAの校外委員さんを中心とした旗振り指導や、ボランティアを募っての指導を行ってきました。また、学校においても登校の指導や登校班長会議、教員による登校指導及び下校指導、また交通安全教室として歩き方教室を4月に1年生

に行いまして、自転車の乗り方教室を3、5年生対象で実施しております。

この乗り方教室については、実際の自転車を使うものではなく、DVD等を見る指導の仕方だったそうです。また、夏休みの直前には、学校の安全部から自転車の乗り方指導をしていました。

通学路ということで、毎年学校教育課に通学路の安全点検で危険箇所を提出していただいておりますが、平成24年度に当該交差点についての要望がありました。要望内容としては、信号機と看板の設置、ラインの塗り直し、取り締まりの強化です。信号機は大和警察署から設置できないとの回答がございましたが、それ以外は対応していただきました。

事故が起こった後の学校の指導ですけれども、週明けの月曜日に全校に指導しました。当面は現場での教員による登下校指導、それから保護者向けに自転車の乗り方についての便りの配布、夏休み前に大和警察と連携して自転車教室を開催します。

市教委としては、各学校に安全担当者がおりますので、毎年集まってもらって、情報提供や安全指導をお願いしております。また、県教委作成の「チリリン・タイム」という教材を配布して、啓発に使っております。

今回の事故の後、小学校の校長会、中学校の校長会がございましたので、私と指導室から児童・生徒に対する安全指導の徹底を各学校にお願いしたところです。

今回の交通事故については、過去において複数発生している場所で起きた大きな事故ということで、事務局としても重く受け止めております。先ほどお話ししたとおり、児童・生徒の交通安全対策については、学校や警察等の関係機関と連携を図りながら実施することで、児童・生徒の安全をより一層確保することが大切であると考えております。

各学校では、毎年通学路の安全点検をやっておりますが、なかなか全てが要望どおりにできるものではありません。地域の協力なども必要なところであるかと思えます。

今後は、通学路の事故防止の一環として、事故報告書が提出された際

に、地図上にその場所を記録し蓄積していくことで、市としては、この交差点は事故が多くて危ないとか、この交差点で大きな事故が起きたといったデータを作成し、体系的に整備したいと考えています。また、その情報を指導室と学校教育課で共有するとともに、連携しながら、警察等の関係機関や庁内の関係部署に働きかけることで、安全対策の向上に努めてまいりたいと思っております。

○青 蔭 委員長 ただいまのご報告について質疑、ご意見等がありましたら、お願いします。

○朽 名 教育部長 今、課長から申し上げたとおり、事故報告等を受けて、今まで以上にきめ細かく個別具体の指導を学校とも情報共有しながらやっていくことにしたいと思えます。従前やっていたことをさらに進めていこうと考えておりますので、教育委員の皆様のご意見をいただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○石 川 委員 こういう事故は、事故に遭った子供も、運転者にとっても悲劇で、お互いにそういうことがないようにしていかなければいけないと思えます。一つは事故が起きないような環境作りが必要で、信号機が必要なところは信号機を取りつけたり、横断報道を取りつけたりすることが大事です。しかし、やはり学校とすれば子供たちにどのような指導をするかが大事で、例えば自分の命は自分で守るといった指導を学校では毎年していますが、さらにそれを進めて徹底していくことが必要だと思えます。飛び出されたら、運転者はほとんど止まれません。ですから、飛び出しは絶対だめだという徹底した指導を特に低中学年に対してしなければいけないと思えます。

昨今、悲惨な事故が起きておりますので、そういった指導を今後も地道に続けていかなければいけないと思えます。

○滝 澤 教育長 放課後子ども教室からの帰りということですので、今回の状況について概要を説明してください。

○村 澤 子ども・青少年 放課後子ども教室は5時近くに終わりますが、この児童は5時少し前に学校を出て、自宅に帰る途中で事故に遭いました。やっと自転車に乗れるようになったばかりで、なおかつヘルメットをしていなかったこと

課長 もあって、大きな事故になってしまいました。

こども・青少年課では、毎月「放課後ひろば」というチラシを各学校で配っており、その中で普段から交通事故についての注意喚起をしていますが、今回の件を受けて、さらにヘルメットの着用について周知をしております。

こども・青少年課としても現場を確認しておりますが、今後の対策についてどのような方法がいいのか教育部と連携を図りながら検討しているところです。

○滝澤 放課後子ども教室のパートナーの方々も、交通安全については丁寧に指導して下さっています。そのような実態があることも補足させていただきます。

○鈴木 今回の件には直接関係ないかもしれませんが、ハインリッヒの法則というのがありまして、重大な事故が起こる裏には多くの「ヒヤリハット」があるというものです。放課後子ども教室でも、今回事故に至るまでに「ヒヤリハット」が何件かあったと思いますがいかがでしょうか。

○村澤 昨年、子ども教室に来ようとした児童が事故にあった事例がありました。そのとき、直接参加という方法がありませんでしたので、その直後に直接参加を開始しました。今回の場合は、参加した子が帰る際の事故ですので、対応が難しいところだと思います。

先ほど教育長も言われたように、この学校については子ども教室のパートナーが交通指導員をされている方なので、日々交通安全について注意喚起をしていたところです。それにもかかわらずこのような事故が起き、非常に残念に思っております。

○石川 放課後子ども教室については、自転車での参加に関して何かルールはないのですか。

○村澤 放課後子ども教室については、去年直接参加を導入したときに、保護者の方に向けた冊子をつくりました。その中で、学校の敷地内についてはパートナーによって安全管理ができますが、行き帰りについては保護者の責任で行ってほしいということと、子供に注意喚起をしてほしいと記載しております。

自転車の使用ですが、子供たちは放課後子ども教室でずっと遊ぶのではなく、放課後子ども教室に1時間遊んだら児童館に行ったり、公園に行ったりしています。そういった子供の行動を考えると、そこまで制限をしますと、子供の行動範囲を狭めることになりかねません。子供の成長も考慮して、自転車の使用については制限しておりませんでした。個々の子供の成長を全部見ることはできませんので、あくまで保護者が、自転車で行くことの可否を判断していただくこととしています。

○石川委員 確かに難しいところだろうと思いますが、小学校のグラウンドであれば、本来学校には歩いて来ているのですから、自転車を使わなくても十分来られると思います。そういったことを制限することの難しさも分かりますが、自転車は危険だという気がしますね。

○滝澤教育長 極端な話、直接参加を原則にすることもあり得ると思いますが、それができなかった背景は何かありますか。

○村澤こども・青少年課長 放課後子ども教室はこども部で実施していますので、導入の際に、学校教育との区切りをどうするかという問題がありました。結果として、児童が学校から自宅に帰ったことで区切りにするということになりました。また、保護者へのアンケートの中で、やはり学校が終わったら1回自宅に帰って来させて子供の顔を見たい。そこで安心をして遊ばせたいという意見が多くありました。そのような意見も踏まえて、直接参加という選択肢が昨年度までなかったわけです。

○滝澤教育長 一旦帰って我が子の顔を見たいという親御さんの意見がかなり多かったと記憶していますが、いかがでしょうか。

それと、放課後の過ごし方については、子供が自分で考えますので、放課後子ども教室だけにいるのではなくて、いろいろと移動します。例えば、放課後子ども教室から友達の家に行くこともあると思います。そういった点から、直接参加を原則とするものの難しさがあったのではないかと思います。どうでしょうか。

○村澤こども・青少年課長 保護者の意見ですが、今、数字を持っていませんが、四十数%という高い数字でした。保護者のアンケートについては、過去に3回行っており、初めの2回は、今までどおり一旦帰ってから参加させたいか、直接

課長 参加がよいかという二者択一でした。結果は、多くの保護者が一旦帰ってから参加させたいとのことでした。3回目の調査で、「親の判断に任せてほしい」という項目を増やしたところ、その回答がかなり多くあり、直接参加させてほしいという回答と合わせると過半数を超えるという結果でした。そのような中で、直接参加を選択できる方式を導入しました。

○滝澤教育長 放課後子ども教室で遊んだりとか寺子屋で勉強したりする、その後に家に帰る子もいれば、そこに来た友達の家へ寄って行く子もいる。そういう動きは、子供だからあるのではないかと思います。そういった子供の動きもあって、親御さんの判断が出てきたとも考えられますが、その辺りについては情報がありますか。

○村澤こども・青少年課長 直接参加の課題として、親は放課後ずっと子ども教室にいると思っていても、実際には直接参加しないでどこかへ遊びに行ってしまうと、その後に子ども教室に行くことや、早目に子ども教室を終わらせて、どこかで遊んで夕方に帰ることが想定されました。そのため、直接参加を導入する際に、直接参加カードの中に子ども教室に来た時間と終わった時間を書くようにして、自宅で保護者に見せたときに、例えば「随分早く子ども教室が終わって、自宅に帰るまでの間に1時間あるけど、その間どこへ行ったの」といった会話ができるようにしてあります。その1時間の間に公園に行っていたとか、児童館にいたよということが分かれば、親としても子供の動きが把握できる、現在はそのような管理をしています。

○石川委員 例えば学校の場合だと、学校の行き帰りに何かあった場合、学校の責任が問われる場合が多いのですが、放課後子ども教室や寺子屋について、ここにいる間は子ども教室の責任だけど一歩出たらそうではないと割り切れるかという問題があります。

欧米的な発想だと割り切るのでしょうが、日本の社会だとなかなか割り切ってもらえない部分があって、指導が足りなかったのではないかという声が出るかもしれません。そういう意味で、例えば行き帰りの部分についてはこのような指導をしているとか、自転車はルールを作って利

用させているといった取り組みが必要ではないでしょうか。全て保護者に任せるということでは足りないのではないかという気がします。

○村 澤 非常に難しい問題で、学校だと何時間目がいつ終わるか決まっている  
こども・ ので、ある程度集団で帰ることができるのですが、放課後子ども教室に  
青少年 ついては、帰るタイミングがばらばらです。放課後子ども教室でも、学  
課 長 校外に監視する職員を2カ所で配置していて、大野原小では、通学路に  
踏切があるので子ども教室開催中にはパートナーが立っています。また、大和東小は、夕方になると道路がとても暗くなってしまうので、防犯面からパートナーを立たせています。そのような形で、開催時間中に危険と思われる全ての場所に職員を配置するのは現実的には難しいので、事業主管課としては苦慮しているところです。

他の自治体の対応を調べたところ、交通事故が過去にあったか質問すると、驚いたのですが、把握していないという自治体が多い状況です。子ども教室を本市と同じように直営で実施しているところもありますが、運営委員会形式で地域の方たちが実施している自治体もあります。そのような自治体では、地域の自治会やPTAの人か地域の方が見守りをしている事例もあります。ただ、多くの場合、行き帰りについては把握していないという回答でした。

本市では、事故があつたり、怪我をしたりすると、原因を検証していますが、把握をしていないということは意外でした。

何らかのルールをとのご意見ですが、せっかくいいことをやっているのに、あまり制限してしまうのはいかななものかと考えております。難しい問題で、苦慮しているところでございます。

○小 山 総括してお話をしますと、確かにこういうケースが起きたことは事実  
こども でございます。昨年、北大和小でも尊い命が亡くなられて、非常に重く  
部 長 受けとめております。今課長も言っていましたけれども、他市も調べましたが、自治体の運営の仕方によって、多少ルールが違う状況があります。ですが、実際に事業を担当している所管部門としては、現状のまま継続するわけにはいかないだろうと思っております。

そういった意味では、教育委員会の考え方や、学校の考え方も当然大

事になりますので、そういうことも踏まえて、先ほどご指摘があったような事故の起きない環境づくり、それと併せてソフト的な部分でも、少しでも事故を防止できるような形を作っていかなければならないと考えております。どこをどう変えるかというところまで行き着いておりませんが、実効性ということも十分に考慮して、何らかの対策をとっていきたいと考えております。

○滝澤 教育委員の皆様から、何かアイデアはございますか。  
教育長

○篠田 今回の場合、自転車に乗り始めたばかりのお子さんということでした。自転車を乗り始めて楽しいという子供にどう指導するかというところは、大変難しいと思いますが、その指導が必要ではないかと思えます。資料の交通安全指導の状況を見ても、1年生はまだ歩き方教室で、自転車の乗り方教室は3年生と5年生を対象にしています。ただ、家庭によっては1年生から自転車に乗っている子もいればさまざまだと思います。乗り始めたばかりの子たちに対する指導に少し幅があるのではないかと感じました。

○青蔭 そうですね、そこを徹底したいですね。  
委員長

○篠田 そのこのところをどう徹底していけるかだと思います。もちろん保護者の理解をどう促していくかということもとても大事だと思います。

○鈴木 通学路の危険箇所の改善要望が出ていると思いますが、その中で、例えば信号機を要望しても設置できなかった、それで終わってしまうのではなくて、学校だけでなく自治会やPTAも一緒になって継続的に要望をしていく必要があります。私の知っている場所でも、事故はありませんでしたが、危険箇所だから信号を設置してほしいということで、非常に長い年数をかけて要望をしました。そういうところから一つ一つ危険箇所を潰していくことも対策の一つではないかと思いました。

○青蔭 石川委員、提案はございますか。  
委員長

○石川 もう申し上げたので特にありません。

委員

○青 蔭  
委員長

他によろしければ、私からも申し上げたいと思います。

車の後部座席のシートベルトについては、今盛んに検挙されていまして、100%まではいきませんが、かなり周知徹底できています。自転車については、他県の事例ですが、小学校と中学生と一緒に走るようにして、中学生が先に走り、小学生を中に入れて、さらにヘルメットを必ずつけるようにしていました。

今回の事故で怪我をされた正確な部位は分からないのですが、足折った、手を折ったというのは比較的今は早く治りますので、ヘルメットさえかぶってくれていればと思っております。親御さんを含めて、警察とも協力して、全市を挙げて自転車に乗るときにはヘルメットをかぶることを徹底してほしいと思います。かぶっていない子供に対しては、民生委員、児童委員、保護司、どなたでもいいので注意をしてほしいと思います。また、そのことを親御さんにもお知らせする。そこまで徹底しなければいけません。

信号機の設置という話が出ましたが、私は警察で委員をしていたのですが、信号機を1基つくるには何年間も道路状況を把握して、それから渡る人数を全部カウントして県に申請しています。実際には、横浜市、川崎市の事故が多いので、どうしてもそちらが優先されて、大和市に設置できる信号は非常に少ないのです。一説には、1,500万、1,800万かかるということです。さらに、一つ作ることによって、大和の信号を全て変えることになるので、なかなかすぐには設置できません。道路を蛇行させるとか、凹凸がある道路にするといったことを私もお願いしたことがあります。これも何百万とかがかります。

それよりも私は、ヘルメットの着用を徹底することを提案します。ヘルメットは学校別に色別けすることで着用を徹底します。そうしないと、私にも経験がありますが、幾ら親が自転車は危ないと言っても、守らないことがあります。そのかわり、昔は車が少なかったのです。ヘルメットの着用を厳しくするというのは、他の部位ですと、例えば足を折ったときにも、骨が変わるものがたくさんありますので何とかあります

が、頭部だけは手術等が難しいということです。これを各部長でよく相談して、各学校と連携をとって実施してほしいと思います。

私からは以上です。

他にございませんか。

(「なし」の声)

○青 蔭  
委員長

朽名部長。

○朽 名  
教育部長

6月議会のご報告を2件させていただきます。

一つは、北大和小学校の教室不足に対応する補正予算を上程しております。昨日可決していただきました。今後、増築工事を鋭意進めてまいります。

二つ目は、子宮頸がんワクチン被害者に関する教育委員会等の対応を求める陳情書が出されておりました。これは、昨年9月の議会に出された請願に引き続くものでございます。それに対しては、9月の請願に対しては、採択されたことを踏まえて対応してまいりましたが、今回要望として3点ありまして、1点目が子宮頸がんワクチン問題について、常に教育委員会は市と密に情報交換すること、2点目が、教育長は、小中学校長に子宮頸がんワクチンの調査結果を伝えること、3点目は、小中学校長は、大和市での子宮頸がんワクチンの調査結果等の正確な情報を保護者に伝えることです。

2番目については、既に小中学校長に校長会を通じて4月にお伝えしています。各学校への周知も併せてやっております。引き続きこの陳情が採択されたことを踏まえて対応していきたいと思っております。

○滝 澤  
教育長

教育委員会による聞き取り調査の結果、5月26日現在で、小中学校全校で学校長から教員への周知を行ったことを把握しております。

○青 蔭  
委員長

周知徹底できているということですね。

事務局から何かございませんか。

委員から他に何かございますか。

特にないようですので、7月の会議の日程をお知らせ申し上げます。

7月定例会は、7月31日木曜日、午前9時から予定しております。

◎閉会

○青 蔭            以上で、本日の日程は全て終了いたしました。  
委員長            これにて教育委員会6月定例会を閉会いたします。  
                      お疲れさまでございました。

閉会   午後   0時30分